

令和 7 年
綾瀬市議会 12 月定例会議案

綾瀬市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
6 2	綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	4
6 3	綾瀬市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例	5
6 4	綾瀬市こども医療費助成条例及び綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	7
6 5	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	9
6 6	綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	11
6 7	綾瀬市総合教育支援センター条例	12
6 8	工事請負契約の締結について（令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事（機械））	14
6 9	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市立もみの木園建替え工事（建築））	15
7 0	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事）	16
7 1	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市庁舎内装等改修工事）	17
7 2	指定管理者の指定について（綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザ）	18
7 3	市道路線の廃止について（R90）	19
7 4	市道路線の廃止について（R539）	20
7 5	市道路線の廃止について（R871）	21
7 6	市道路線の認定について（R871-1）	22
7 7	市道路線の認定について（R292-3）	23
7 8	市道路線の認定について（R1435-2）	24
7 9	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号）	別 冊
8 0	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号）	別 冊
8 1	令和7年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
8 2	令和7年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
8 3	令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊
8 4	令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	別 冊
8 5	綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25

報 告

10	専決処分の報告について（綾瀬市市税条例の一部を改正する条例）	26
----	--------------------------------	----

綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和 53 年綾瀬町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会の項中「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会」を「綾瀬市教育支援委員会」に、「心身障害児童、生徒の適正な就学指導」を「障害等により配慮を必要とする児童及び生徒の教育支援」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

（綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年綾瀬町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 19 号及び第 25 号並びに別表中「心身障害児童・生徒就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会の名称を変更するため、所要の改正をいたしましたく提案するものであります。

綾瀬市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例

綾瀬市青少年相談室設置条例（昭和 56 年綾瀬市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

綾瀬市青少年相談室条例

第 1 条中「設置」の次に「、管理等」を加える。

第 2 条中「非行防止及び健全育成」を「健全な育成の推進及び非行の防止」に、「綾瀬市早川 550 番地」を「綾瀬市早川城山 1 丁目 3 番 8 号」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「業務」を「事業」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年の居場所づくりに関すること。
- (3) 青少年の補導に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成及び非行の防止のために必要なこと。

第 4 条を第 8 条とし、第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（関係機関との連携）

第 4 条 市長は、相談室の運営に当たつては、関係機関と密接に連携して青少年の支援に当たらなければならない。

（利用の制限）

第 5 条 市長は、相談室の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 相談室における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 相談室の施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が相談室の管理上支障があると認めるとき。

(物品販売等の禁止)

第6条 相談室において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
(損害賠償)

第7条 相談室の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市青少年相談室の移転に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市こども医療費助成条例及び綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(綾瀬市こども医療費助成条例の一部改正)

第1条 綾瀬市こども医療費助成条例（平成7年綾瀬市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による医療証の提示は、電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものにより、対象者が医療費の助成を受ける資格に係る情報の照会を行い、市長から回答を受けて当該情報を病院等に提供し、当該病院等の確認を受けることをもって代えることができる。

(綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による医療証の提示は、電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものにより、対象者が医療費の助成を受ける資格に係る情報の照会を行い、市長から回答を受けて当該情報を病院等に提供し、当該病院等の確認を受けることをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

こども医療費助成制度及びひとり親家庭等の医療費助成制度について、オンライン資格確認を導入するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和37年綾瀬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の等（第29条の2～第29条の7）

9) 」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の

対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

林野火災の予防について必要な事項を定めるため、所要の改正をいたしましたく提案するものであります。

第66号議案

綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例

綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしましたく提案するものであります。

綾瀬市総合教育支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、綾瀬市総合教育支援センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特別な配慮を必要とする児童及び生徒並びに青少年への支援の充実を図るため、綾瀬市総合教育支援センター（以下「センター」という。）を綾瀬市早川城山1丁目3番8号に設置する。

(事業)

第3条 センターで実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 不登校の児童及び生徒への教育支援に関する事。
- (2) 児童及び生徒、教職員、保護者等の教育相談に関する事。
- (3) 障害等により配慮を必要とする児童及び生徒の教育支援に関する事。
- (4) その他センターの設置目的の達成のために教育委員会が必要と認めること。

(関係機関との連携)

第4条 教育委員会は、センターの運営に当たっては、関係機関と密接に連携して児童及び生徒並びに青少年の支援に当たらなければならない。

(職員)

第5条 センターに、所長その他の必要な職員を置く。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、センターの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(物品販売等の禁止)

第7条 センターにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 センターの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市総合教育支援センターの設置に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により、条例を制定いたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり締結します。

1 請負契約者 勝栄・協進特別共同企業体

代表構成員

神奈川県高座郡寒川町田端1177番地

株式会社勝栄工業

代表取締役 中内 靖修

2 請負契約金額 333,300,000円

3 契約の方法 一般競争入札

4 履行場所 綾瀬市深谷南2丁目3番1号地内

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

（提案理由）

令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度綾瀬市立もみの木園建替え工事（建築）の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請負契約者 神奈川県海老名市中新田1762番地
人の森株式会社
代表取締役 加藤 政徳
- 2 変更前請負契約金額 451,000,000円
変更後請負契約金額 464,788,500円
- 3 変更理由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が
生じたため

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

（提案理由）

令和6年12月17日に議会の議決を経た令和6年度綾瀬市立もみの木園建替え工事（建築）の請負契約を変更いたしましたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請負契約者 井上・三六特別共同企業体
代表構成員
神奈川県海老名市大谷北4丁目3番29号
井上電気株式会社
代表取締役 可兒 克利
- 2 変更前請負契約金額 293,682,400円
変更後請負契約金額 298,841,400円
- 3 変更理由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

令和6年11月27日に議会の議決を経た令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事の請負契約を変更いたしましたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度綾瀬市庁舎内装等改修工事の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請負契約者 神奈川県綾瀬市上土棚中4丁目2番68号
　　タイヨー産業株式会社
　　代表取締役 鈴木 洋一
- 2 変更前請負契約金額 258,498,900円
　　変更後請負契約金額 269,958,700円
- 3 変更理由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が
　　生じたため

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

(提案理由)

令和6年12月17日に議会の議決を経た令和6年度綾瀬市庁舎内装等改修工事の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザ
- (2) 所在地 綾瀬市蓼川2丁目1番12号

2 指定管理者の名称及び所在地

- (1) 名 称 K P B・オーエンスグループ
- (2) 代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地

3 指定の期間

令和8年3月1日から令和12年3月31日まで

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橋 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザの管理について、指定管理者を指定いたしましたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

第73号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	摘要
市道 90号線	深谷字柳川 6172番地先	深谷字柳川 6170番2地先	42.9	1.8	

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしましたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

第74号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	摘要
市道 539号線	早川字西山 1641番3地先	早川字西山 1660番1地先	121.9	1.8	

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしましたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

第75号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	摘要
市道 871号線	深谷字中郷 3537番1地先	深谷字中郷 3499番地先	209.3	1.8 ～4.0	

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしましたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

第76号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	摘要
市道 871-1号線	深谷中四丁目 3526番3地先	深谷中四丁目 3500番2地先	195.3	1.8 ～4.0	

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしました。
道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

第 77 号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 292-3号線	寺尾本町一丁目 1014番8地先	寺尾本町一丁目 1014番21地先	99.7	5.0	

令和 7 年 1 月 27 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

第78号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	摘要
市道 1435-2号線	上土棚南五丁目 1768番1地先	上土棚南五丁目 1765番23地先	147.1	6.0	

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしましたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和6年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第1条中「及び第46条第2項」を「、第46条第2項及び第54条の3において準用する法第46条第2項」に、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項に規定する条例で定める時間は、6時間とする。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

第10号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

(写)

専 決 処 分 書

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第8号中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第9号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年10月10日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。